



平成20年11月28日
国住指第3464号

社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局長



建築士法等の一部を改正する法律等の施行について
(技術的助言)

建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号。以下「改正法」という。)、建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第186号。以下「改正政令」という。)、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号。以下「第1次改正省令」という。)、建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号、以下「第2次改正省令」という。)並びに建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第89号。以下「第3次改正省令」という。)その他関連する国土交通省告示は、平成20年11月28日(建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会に関する制度等に係る規定については平成21年1月5日)から施行されることとなった。

改正法、改正政令、第1次改正省令、第2次改正省令及び第3次改正省令等のうちこれらの法令による改正後の建築士法(昭和25年法律第202号。以下「士法」という。)、建築士法施行令(昭和25年政令第201号。以下「士法施行令」という。)及び建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号。以下「士法施行規則」という。)並びに建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。)に関する部分の運用について、下記のとおり通知する。

貴団体におかれては、貴団体加盟の業者又は建築士に対する周知徹底及び指導をお願いする。

なお、各都道府県知事に対しても、この旨通知しているので、申し添える。

記

1. 建築士の資質及び能力の向上について

(1) 建築士に対する定期講習の受講義務付け

建築士事務所に属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士並びに構造設計

一級建築士及び設備設計一級建築士は、一定期間ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習を受けなければならないこととされ、定期講習受講が必要となる期間については、原則として当該建築士が直近の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年とした。（士法第22条の2、士法施行規則第17条の36）

また、一級建築士であって二級建築士又は木造建築士の資格を持つ者は一級建築士定期講習を、二級建築士であって木造建築士の資格を持つ者は二級建築士定期講習を、それぞれ受講することにより定期講習の受講義務を果たしたものとみなされることとした。（士法施行規則第17条の37）

なお、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士については、建築士事務所にも所属していない場合についても、定期講習を受講する義務があることを念のため申し添える。

（2）建築士試験の受験資格の見直し

一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格のうち学歴要件について、現行の「正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した者」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者」に改めることとされ、具体的な建築に関する科目を定めることとした。（士法第14条第1号から第3号まで、第15条第1号及び第2号並びに「建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件」他関連告示（平成20年国土交通省告示第740号から第745号））

また、実務要件については、「建築に関する実務の経験」及び「実務の経験」を、「建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの」及び「設計その他の国土交通省令で定める実務の経験」とし、いずれも設計又は工事監理等の業務の経験に限定することとした。（士法第14条第1号から第4号まで、第15条第2号及び第4号、士法施行規則第10条並びに「建築士法施行規則第10条第1項第6号の国土交通大臣が定める実務を定める件（平成20年国土交通省告示第1033号））

2. 構造設計及び設備設計に関する特例について

（1）構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等

国土交通大臣は、申請に基づき、

①一級建築士として5年以上構造設計又は設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した一級建築士

②国土交通大臣が①と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士のいずれかに該当する者に対し、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を交付することとされた。（士法第10条の2第1項から第3項まで）

また、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等に係る手数料の納付について定めるとともに、免許の取消し後、確実に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証が返納されるよう、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の返納について定めた。(士法第10条の2第4項及び第5項、士法施行令第2条、士法施行規則第9条の3及び第9条の4)

(2) 構造設計一級建築士等による構造関係規定等への適合の確認の実施等

構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、一定規模以上の建築物(構造設計については基準法第20条第1号又は第2号に規定する建築物であつて、一級建築士でなければ設計できない建築物、設備設計については階数が3以上で床面積が5,000平方メートルを超える建築物。以下同じ。)の構造設計又は設備設計を行った場合においては、その設計図書に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならないこととされた。また、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士以外の一級建築士は、一定規模以上の建築物の構造設計又は設備設計を行った場合においては、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に当該建築物が関係規定(構造関係規定又は設備関係規定)に適合するかどうかの確認を求めなければならないこととされ、当該確認を求められた構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、建築物が関係規定に適合することを確認した旨又は適合することを確認できない旨を設計図書に記載するとともに、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならないこととされた。(士法第20条の2第1項から第3項及び第20条の3第1項から第3項)

また、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、上記の確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を提示しなければならないこととされた。(士法第20条の2第4項及び第20条の3第4項)

なお、構造設計一級建築士の関与が必要な建築物について、その関与が行われた場合については、構造計算によって安全性を確かめた旨の証明書の交付に係る規定は、適用しないこととされた。(士法第20条第2項)

これらの規定については、適用開始日(平成21年5月27日)以後に構造設計又は設備設計を行った場合に適用されることとなるが、対象となる建築物の考え方、構造設計一級建築士による構造関係規定への適合の確認及び設備設計一級建築士による設備関係規定への適合の確認の実施等についての具体的な運用については、別途通知する。

(3) 建築基準法の建築確認制度等による実効性の確保

構造設計一級建築士による構造関係規定等への適合性の確認及び設備設計一級建築士による設備関係規定への適合性の確認の実施の実効性を担保するため、一

定規模以上の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計若しくは設備設計一級建築士の設備設計又は当該建築物が関係規定に適合することを構造設計一級建築士若しくは設備設計一級建築士が確認した構造設計若しくは設備設計によらなければ、することができないこととされた。ただし、適用開始日前に建築確認がされたもの、又は適用開始日前に行われた設計について適用開始日以後に建築確認がされたものについては、当該規定は適用しないこととされた。(基準法第5条の4第2項及び第3項、改正法附則第4条第2項)

また、建築主事は、一定規模以上の建築物の建築確認の申請書について、その建築物の計画が、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計又は設備設計を行った場合において、当該建築物が関係規定に適合することを構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が確認した構造設計又は設備設計によるものでないときは、当該申請書を受理することができないこととされた。ただし、適用開始日前に行った設計によるものについては、適用開始日から起算して6月を経過する日(平成21年11月26日)までの間は、当該規定は適用しないこととされた。(基準法第6条第3項、改正法附則第4条第1項)

これに伴い、適用開始日以後の建築確認の申請に当たっては、その申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の写しを添付させることとした。(基準法施行規則第1条の3、第2条の2、第3条)

3. 設計及び工事監理等の業務の適正化並びに消費者への情報開示について

(1) 管理建築士の要件強化

管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければならないこととされた。(士法第24条第2項、士法施行規則第20条の5)

施行の際現に建築士事務所に置かれている管理建築士については、管理建築士の要件に係る規定は、当該建築士事務所に引き続き管理建築士として置かれる場合に限り、施行日から3年を経過する日までの間、適用しないこととされた。これにより、施行の際現に建築士事務所に置かれている管理建築士については、3年以内に管理建築士の要件を満たし、管理建築士講習を受講すればよいこととなる。(改正法附則第3条第13項)

(2) 管理建築士等による設計受託契約等に関する重要事項の説明の実施

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士又は当該建築士事務所に所属する建築士(以下「管理建築士等」という。)をして、事後の紛争防止の観点から建築主が契約締結前に把握しておくべきものであって、契約を締結するかどうかの重要な判断要素となる事項として法令で定める事項につい

て、書面を交付して説明をさせなければならないこととされた。また、管理建築士等は、当該説明を行うときは、当該建築主に対し、免許証を提示しなければならないこととされた。(士法第24条の7、士法施行規則第22条の2の2)

(3) 設計又は工事監理の再委託の制限

建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に再委託してはならないこととされた。(士法第24条の3第1項)

また、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、共同住宅等多数の者が利用する建築物の新築工事に係る設計又は工事監理の業務を、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託してはならないこととされた。また、当該建築物は、階数が3で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上の規模の共同住宅とした。(士法第24条の3第2項、士法施行令第8条)

(4) 建築士名簿の閲覧

国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならないこととされた。(士法第6条)

また、一級建築士名簿の登録事項について、本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)を削除するとともに、消費者が建築士を選択する上で有用な建築士の専門性、能力等に係る情報を記載する観点から、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士であること、定期講習、管理建築士講習の受講歴等を追加した。(士法施行規則第3条)

(5) 建築士免許証の返納

従来、建築士が免許を取り消された場合の免許証の返納義務については、一級建築士については士法施行規則に規定され、二級建築士及び木造建築士については、都道府県の規則に委任されていたところである。改正法においては、建築士は、その免許を取り消されたときは、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証を都道府県知事に、速やかに返納しなければならないこととされ、義務に違反した場合には、10万円以下の過料に処することとされた。(士法第5条第3項、第45条第1号)

(6) 一級建築士免許証の書換え交付及び再交付に係る手数料の納付

一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料(5,900円)を国に納付しなければならないこととされた。(士法第5条第5項、士法施行令第1条)

なお、二級建築士及び木造建築士については、免許証の書換え交付等に係る手数料を徴収するかどうかは都道府県の条例に委ねられているところであることを念のため申し添える。

(7) 建築士及び建築士事務所の登録等に係る指定登録機関制度の創設

国土交通大臣は、その指定する者（中央指定登録機関）に、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務（一級建築士登録等事務）を代行させることができることとされた。（士法第10条の4第1項）

また、都道府県知事は、その指定する者（都道府県指定登録機関）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（二級建築士等登録事務）を代行させることができることとされるとともに、その指定する者（指定事務所登録機関）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務（事務所登録事務）を代行させることができることとされた。（士法第10条の20第1項、第26条の3第1項）

都道府県指定登録機関が登録等の事務を行う場合は、都道府県指定登録機関は建築士「免許証」ではなく、建築士「免許証明書」を交付することとなるが、その効力は建築士免許証と同等である。

なお、都道府県指定登録機関が指定された場合にあっても、士法第5条の2第1項及び第2項に規定する住所等の届出並びに同法第8条の2に規定する建築士の死亡等の届出に係る経由事務については都道府県が引き続き行うこととなることを念のため申し添える。

4. 団体による自律的な監督体制の確立について

下記のとおり建築士事務所協会等に関する制度の整備が行われた。

- ① その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を会員とする旨の定款の定めがあるものでなければならないこととされた。その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を会員とする旨の定款の定めがあるものでなければならないこととされた。（士法第27条の2第1項及び第2項）
- ② 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の業務として、建築士事務所の業務に関する建築士事務所の開設者に対する指導、勧告、建築士事務所の業

務に対する建築主等からの苦情の解決、建築士事務所の開設者に対する業務運営に関する研修、所属建築士に対する設計等の業務に関する研修等が規定された。(士法第27条の2第3項及び第7項、第27条の5)

- ③ 国土交通大臣は建築士事務所協会連合会に対して、都道府県知事は建築士事務所協会に対して、報告を求め、又は指導、助言及び勧告をすることができることとされた。(士法第27条の2第8項)
- ④ その他、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、所定の届出手続を行わなければならないこと及び会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならないこと、建築士事務所協会は、建築士事務所の開設者が建築士事務所協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならないこと、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会でない者は、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いてはならないこと等について規定された。(士法第27条の2第4項から第6項まで、第27条の4)
- ⑤ 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならないこととされた。(士法第22条の4)

5. 罰則等について

(1) 建築士法関係

改正法による制度の改正に伴い、罰則規定の整備が行われた。

具体的には、登録講習機関については、講習の事務の停止命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとともに、帳簿の備付け、報告聴取、立入検査、講習の事務の廃止に係る届出等に係る違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処することとし、指定登録機関については、登録事務に係る秘密保持義務に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する等の罰則等が設けられた。なお、上記の登録講習機関に係る罰則については両罰規定の対象とされるが、指定登録機関は行政の代行機関として整理されることから、指定登録機関が法人である場合には、違反行為をした当該法人の役員又は職員を処罰する(指定登録機関が個人である場合には違反行為をした当該指定登録機関を処罰する)こととし、当該法人は処罰しないこととされたので留意されたい。

また、建築士事務所協会の会員でないのに、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いた者は、30万円以下の罰金に処することとされ、建築士免許証又は建築士免許証明書、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の返納義務違反、登録講習機関の事業承継に係る届出義務違反、財務諸表等の備付け等義務違反並びに建築士事務所協会の名称使用制限違反については10万円以

下の過料に処することとされた。(士法第38条から第45条)

(2) 建築基準法関係

構造設計一級建築士の構造設計によらない工事等の禁止違反に対する罰則として、一定規模以上の建築物について、構造設計一級建築士の構造設計又は設備設計一級建築士の設備設計によらない工事又は当該建築物が関係規定に適合することを構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が確認した構造設計又は設備設計によらない工事に該当する工事をした工事施工者は、100万円以下の罰金に処することとされた。(基準法第101条第1項第1号)

また、基準法における設計者の定義に、士法第20条の2第3項又は同法第20条の3第3項の規定により建築物が関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が含まれることとされた。これにより、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士についても、特定行政庁が違反建築物に対する是正命令等を行った場合の国土交通大臣への通知(基準法第9条の3)、特定行政庁による報告聴取等(基準法第12条の5第5項及び第6項)、違反建築物が建築された場合の罰則(基準法第98条等)の対象となる。(基準法第2条第17号)

6. その他の改正事項について

(1) 様式等の見直し

- ① 重要事項説明において説明の際に建築主に対する建築士免許証の提示を義務づけることとしていること等を踏まえ、一級建築士免許証の書式を、従来のA4型から携帯できる大きさに変更し、あわせて顔写真を貼付するものへと変更することとした。(士法施行規則第2条)
- ② 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付申請書並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書式を規定した。(士法施行規則第9条の3)
- ③ 建築士事務所登録申請の書式について、建築士事務所を管理する建築士が修了した管理建築士講習の修了年月日及び修了証の番号を記載することとし、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨及び当該建築士証の交付番号を記載することとした。また、建築士事務所の登録の申請の添付書類として、建築士事務所を管理する建築士が修了した管理建築士講習の修了証の写しを追加した。(士法施行規則第19条及び第20条)
- ④ 設計等の業務に関する報告書の書式及び建築士事務所において閲覧に供することとされている書類の書式について、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨及び当該建築士証の交付番号を記載することとするとともに、所属する建築士が受講する義務のある定期講習のうち、直近のも

のを受けた年月日を記載することとした。(士法施行規則第20条の3及び第22条の2)

(2) 一級建築士試験における学科試験の免除について

一級建築士試験の学科試験に合格した者について、学科試験に合格した一級建築士試験に引き続いて行われる一級建築士試験において学科試験が免除される回数を、1回から2回に変更した。(士法施行規則第12条)

なお、当該措置については、改正法施行後の初めての試験である平成21年度の学科試験の合格者より適用されることとなることを念のため申し添える。

平成20年11月28日
国住指第3466号

社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築士法等の一部を改正する法律等の施行について
(技術的助言)

建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号。以下「改正法」という。)、建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第186号。以下「改正政令」という。)、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号。以下「第1次改正省令」という。)、建築士法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第61号。以下「第2次改正省令」という。)並びに建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第89号。以下「第3次改正省令」という。)その他関連する国土交通省告示の施行については、「建築士法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成20年11月28日付け国住指発第3464号)により住宅局長から関係団体あて通知されたところであるが、改正法、改正政令、第1次改正省令、第2次改正省令及び第3次改正省令等のうちこれらの法令による改正後の建築士法(昭和25年法律第202号。以下「士法」という。)、建築士法施行令(昭和25年政令第201号。以下「士法施行令」という。)及び建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号。以下「士法施行規則」という。)並びに建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。)に関する部分の運用に係る細目及び運用方針は下記のとおりであるので、通知する。

貴団体におかれては、貴団体加盟の業者又は建築士に対する周知徹底及び指導をお願いする。

なお、各都道府県の建築士行政担当部長に対しても、この旨通知しているので、申し添える。

記

1. 建築士の資質及び能力の向上について
 - (1) 建築士に対する定期講習の受講義務付け

定期講習の受講が必要となる期間については、原則として建築士が直近の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年としたところであるが、次の左欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、同表の右欄に掲げるところにより講習を受けなければならない。また、二級建築士及び木造建築士についても、一級建築士定期講習の規定に準じてそれぞれ二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習を受講する必要がある。(士法施行規則第17条の37)

一級建築士定期講習	イ 一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に建築士事務所に所属した一級建築士であつて、一級建築士定期講習を受けたことがない者	当該建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内
	ロ 一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士であつて、一級建築士定期講習を受けたことがない者	遅滞なく
	ハ 一級建築士であつて、建築士事務所に所属しなくなつた後、当該者が受けた一級建築士定期講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した者	遅滞なく
構造設計一級建築士定期講習	構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	構造設計一級建築士講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内
設備設計一級建築士定期講習	設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	設備設計一級建築士講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内

また、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日(平成20年11月28日。以下「施行日」という。)において、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格している者であつて、当該建築士資格により現に建築士

事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士及び施行日から平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、当該建築士資格に係る定期講習を受けたことがない者は、平成24年3月31日までに定期講習を受ける必要がある。(第2次改正省令附則第2条)

(2) 建築士試験の受験資格に係る経過措置

一級建築士試験の受験資格について、以下の経過措置を置くこととされた。(改正法附則第3条第2項及び第3項)

- ①施行日前に正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した者は士法に規定する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者と、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の建築に関する実務の経験(施行日前のものに限る。)は士法に規定する建築実務の経験とみなす。
- ②施行日前から引き続き正規の建築又は土木に関する課程に在学する者で施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、士法に規定する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

また、士法第15条第1号に規定する、大学、高等専門学校等の卒業者に係る二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について、以下の者を士法に規定する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす経過措置を置くこととされた。(改正法附則第3条第6項)

- ①施行日前に正規の建築に関する課程を修めて卒業した者
- ②施行日前に正規の土木に関する課程を修めて卒業した者で当該課程を修めて卒業した後の士法に規定する建築実務の経験(当該課程を修めて卒業した後の建築に関する実務の経験(施行日前のものに限る。))を含む。)を1年以上有するもの
- ③施行日前から引き続き正規の建築に関する課程に在学する者で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもの
- ④施行日前から引き続き正規の土木に関する課程に在学する者で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもののうち、当該課程を修めて卒業した後の士法に規定する建築実務の経験を1年以上有するもの

さらに、士法第14条第4号及び第15条第4号に規定する実務経験のみによる受験資格について、以下の経過措置を置くこととされた。(改正法附則第3条第4項及び第7項)

- ①二級建築士としての実務経験を有する者に係る一級建築士試験の受験資格について、施行日前における二級建築士としての実務経験は、士法に規定する設計等の実務の経験とみなす。
- ②建築に関する実務経験を有する者に係る二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について、施行日前における建築に関する実務経験は、士法

に規定する建築実務の経験とみなす。

(3) 建築士試験の受験資格に係る建築実務

士法施行規則第10条第1項に規定する建築に関する実務は、設計及び工事監理に関する業務のほか、建築工事の指導監督や確認審査等に関する業務など建築物全体に係る設計図書等に基づく業務に限定するものであり、設計図書等と関わりを持たない営業の業務や建築に関する研究の経験等を含むものではないことに留意されたい。

2. 構造設計及び設備設計に関する特例について

(1) 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の要件

士法第10条の2第1項第2号に掲げる「国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士」及び同条第2項第2号に掲げる「国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士」に該当する者としては、例えば、士法第4条第3項に規定する外国の建築士免許を受けた者であって、国土交通大臣が一級建築士と同等と認めて一級建築士免許を与えた者のうち、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する者等が想定される。

(2) 法適合確認を行う場合の建築士事務所登録

士法第20条の2第2項又は第20条の3第2項の確認は、士法第21条に規定する設計に含むこととされることから、これらを業として行おうとする場合には、建築士事務所の登録が必要となる。(士法第23条第1項)

(3) 建築設備士の位置付け

設備設計一級建築士制度の施行後においても、士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士の位置付けは従前と何ら変わるものではないことから、設備設計の高度化を踏まえ、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者として、今後も建築設備士の一層の活用を図っていくことが望まれる。

なお、設備設計一級建築士が士法第20条の3第2項の確認を行う際に、専門分野の補完等の観点から建築設備士の意見を聴くことについても、望ましいものであることを申し添える。

(4) 建築に関する確認及び検査の特例に係る規定の整備

基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物については、建築士が設計及び工

事監理を行った場合にあつては、建築確認、中間検査又は完了検査において審査の一部省略を行うこととされている。この審査省略の特例（以下「四号特例」という。）については、改正法において、建築士の技術水準等の事情を勘案して、建築物の区分のみならず、建築士の区分に応じて政令で定めることとされた。（基準法第6条の3第2項）

四号特例の見直しの時期及び内容については、引き続き今後の検討課題としており、改正法の施行の状況や、現行実施されている技術力向上のための講習会による習熟状況等を踏まえ、慎重に検討していくこととしている。

3. 設計及び工事監理等の業務の適正化について

(1) 再委託の制限の対象となる業務

士法第24条の3に規定する再委託の制限は、同法第2条第5項に規定する設計及び同条第7項に規定する工事監理について、再委託を禁止するものであり、設計補助等のいわゆる補助業務について再委託を行うことを禁止するものではない。

(2) 施行の際現に置かれている建築士事務所を管理する建築士に係る経過措置

施行の際現に建築士事務所を管理する建築士については、当該建築士事務所に引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合に限り、施行日から起算して3年を経過するまでの間に管理建築士の要件を満たせばよいこととされた。（改正法附則第3条第13項）

上記期間において、建築士事務所の登録の有効期間の満了後に引き続き業務を行うため、士法第23条第3項に規定する更新の登録を受ける場合についても、当該経過措置は適用されることとなる。

(3) 複数の建築士資格を有する場合の管理建築士の要件

士法第24条第2項において、管理建築士の要件は建築士として3年以上の設計その他の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士であることとされているが、当該要件は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別ごとに満たされなければならないものではなく、建築士として一度満たされれば足りるものである。すなわち、建築士としての業務の経験年数及び管理建築士講習の受講は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別ごとに求められるものではない。

(4) 重要事項説明の対象となる設計受託契約又は工事監理受託契約

士法第24条の7に規定する重要事項説明は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結する際に行う必要があるものであり、他の建築士事務所

(以下本項において「元請建築士事務所」という。)が受託した設計の一部について再委託が行われる場合については、元請建築士事務所は建築主に該当しないため、重要事項説明は不要である。同様に、公共工事における設計業務の受託において、発注する自治体に士法上の設計を行う者がいる場合についても、当該自治体は建築主に該当しないため、重要事項説明は不要である。

なお、士法第24条の8に規定する書面の交付については、委託者が建築主に該当するか否かに関わらず、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結した場合には、委託者に対して法令に規定する事項を規定した書面を交付する必要があることを念のため申し添える。

4. その他の改正事項について

(1) 書式の改正に伴う一級建築士免許証の扱い

施行日前に交付されている第3次改正省令による改正前の書式(以下「旧書式」という。)による一級建築士免許証は、施行日以後においても、これを使用することができる。(第3次改正省令附則第2条)

また、旧書式による一級建築士免許証の交付を受けている一級建築士は、第3次改正省令による改正後の書式による一級建築士免許証の交付を国(中央指定登録機関が指定されている場合にあつては、中央指定登録機関。以下同じ。)に申請することができる。この場合、当該申請は一級建築士免許証の書換え交付の申請とみなされることとなるため、士法第5条第5項及び士法政令第2条第2号の規定により、書換え交付の手数料として5,900円を国に納付する必要がある。

(第3次改正省令附則第3条)